

産業建設委員会記録

令和6年1月5日開催

- 1 日 時 令和6年1月5日（金）9：59～14：46
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 喜多委員長 渡部副委員長
山崎委員 平山委員 住友利広委員 下川委員
橋本委員 住友進一委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長 武田副議長
- 6 傍聴議員 荒谷議員 横田議員 湯浅議員 幸坂議員 星加議員
福島議員 水谷議員 西川議員 福谷議員 久米議員
陶久議員 佐々木議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市長 東條政策監
古川農地整備課長 安田水道課長 松原下水道課長
幸泉商工政策課長 廣瀬建設部参事 藤原建設部長
- 8 事務局 岡部事務局長 近藤議事課長 谷崎課長補佐
宮本課長補佐
- 9 傍聴者 3名
- 10 記者席 なし

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 9

喜多委員長 それでは、ただ今から、産業建設委員会を開催いたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。皆様、明けましておめでとうございます。今回は産業建設委員会、委員長の役目を仰せつかっております喜多でございます。副委員長には渡部委員、それから委員のほうには住友進一委員、下川委員、住友利広委員、橋本委員、平山委員、山崎委員。このメンバーで今年1年やってまいりますので、1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。改めまして、新年明けましておめでとうございます。本日は、新年何かと御多用中にもかかわりませず、産業建設委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。また、このたび新しく産業建設委員として喜多委員長様、また渡部副委員長様をはじめ、8人の議員の皆様に御就任いただいたわけでございますが、どうか十分な御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災をされた方々に心から御見舞いを申し上げる次第でございます。ここで、この場をお借りいたしまして、本市における能登半島地震への対応につきまして御報告をさせていただきたいと存じます。

現在、阿南市被災地支援対策本部を設置し、情報収集等に当たっております。また昨日、関西広域連合災害対策支援本部会議がオンラインで開催され、被災自治体ごとに構成県、府、市を割り振るカウンターパート方式で支援することが決定され、徳島県は輪島市を受け持つこととなりました。従いまして、被災地への人的、また物的支援につきましては、正式な要請は県を通じて行われる予定でございます。また、支援物資につきましても、県などを通じて要請があれば対応ができるよう準備をしておりますが、石川県のホームページにも掲載されておりますように、仕分け等の手間を考慮し、企業、団体からのまとまった規模の支援に限り受け付けているとのことでございますので、現時点では、本市窓口では個人からの受付をいたしておりません。今後におきましては、徳島県からの要請に基づいた迅速な対応をしてみたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本委員会に提案させていただいております案件につきましては、条例制定案及び一部改正案が2件、令和5年度水道事業会計補正予算案が1件、令和5年度公共下水道会計補正予算案が1件、指定管理者の指定について1件、令和5年度一般会計補正予算案1件の、合計6件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明申し上げます。以上、御提案申し上げました案件につきまして、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

喜多委員長 ありがとうございました。

それでは、本委員会に付託されました案件は、市長提出議案 6 件並びに令和 5 年 9 月定例会にて継続審査とされました市長提出議案 1 件であります。早速、議案の審査に入ります。

理事者の皆様方におかれましては、自己紹介をしていただきましたら、その際はちょっとお顔を見せていただくということで立っていただきまして、自己紹介が終わられましたら、そのまま立っていただいて説明でも結構ですし、着席して行っていただいても結構です。自由な、自分が話しやすい形でやっていただいて、断りは一切要りませんので、よろしくお願いいたします。それで、委員の方は、質疑のある場合は挙手をしていただきますようお願いいたします。それでは、議案の審査に入りたいと思います。

第 2 号議案 阿南市羽ノ浦農業集落排水事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について

喜多委員長 はじめに『第 2 号議案 阿南市羽ノ浦農業集落排水事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。古川農地整備課長。

【理事者説明 古川 農地整備課長】

喜多委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 2 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 御異議なしと認めます。よって、『第 2 号議案 阿南市羽ノ浦農業集落排水事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第 8 号議案 阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設条例の一部改正について

喜多委員長 次に『第8号議案 阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設条例の一部改正について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。古川農地整備課長。

【理事者説明 古川 農地整備課長】

喜多委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。住友進一委員。

住友進一委員 少し教えてください。22条のところにありますけれども、この別表2とかいう、これについては、資料としてはついていないんですか。

喜多委員長 どうでしょうか。古川農地整備課長。

古川 課長 住友委員の御質問に御答弁いたします。
すみません、別表は添付してございません。

喜多委員長 住友進一委員。

住友進一委員 それはどういう理由でしょうか。

喜多委員長 古川農地整備課長。

古川 課長 ちょっと失念しておりましたので、早急に別表を提出させていただいて、御配付したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

喜多委員長 住友進一委員。

住友進一委員 よろしくお願ひしたいと思ひますけれども。これって、別表って新たに作るということですか。今まであった分をということなんですか。僕もちょっと勉強不足でよく分からないんですが。ちょっと、よろしくお願ひします。

喜多委員長 古川農地整備課長。

古川 課長 今まであった分でございます。新たに作るものではございません。

喜多委員長 住友進一委員。

住友進一委員 分かりました。また配付をお願いしたいと思います。

喜多委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第8号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決する

ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 御異議なしと認めます。よって、『第8号議案 阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第13号議案 令和5年度阿南市水道事業会計補正予算(第1号)について

喜多委員長 次に『第13号議案 令和5年度阿南市水道事業会計補正予算(第1号)について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。安田水道課長。

【理事者説明 安田 水道課長】

喜多委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。住友進一委員。

住友進一委員 この分については良としますけれども、関連で、一般質問で質問しようかなと思っていたんですが、冒頭、市長からお話がありましたけど、能登半島地震が1月1日に発生しまして、悲惨な状況をテレビ等で正月、見てみますと、やはりライフラインがかなり傷んでいるということで、何か、地震もだんだん近づいてきているのかなという感じを持ちまして、阿南市のライフライン、どうなっているのかなという思いが出てきましたので、質問をさせていただこうと思います。

まず、消防関係は総務になりますので、消防関係は置いておいて、水道関係のライフラインについて、耐震配管がどのぐらいできているのかをお伺いすると、今後の耐震化を進めていく上でどのような計画になっているのか、まず1点。

それから2点目としましては、那賀川町は、御存知のようにポンプアップで給水をしていますけれども、手島水源と西原水源の2つあるのですが、そこが停電したときには非常用発電機が回ると思うのですが、そのときに、どの程度、非常用発電機が運転できるのかどうか。その時間をまず。

この2点、よろしくお願いいたします。

喜多委員長 安田水道課長。

安田 課長 水道課の安田でございます。住友委員の水道管の耐震化及び西原水源地と手島水源地の自家発電設備に関する御質問にお答えいたします。

まず、本市の管路の耐震化についてでございますが、令和4年度末において基幹管路の耐震化率が14.8%、配水支管を含めた全体の耐震化率が7.2%となっております。

次に管路の耐震化計画についてでございますが、送水管などの基幹管路及び災害時において災害拠点病院、または救護施設となる避難所への管路を重要給水施設管路と位置づけ、優先的に耐震化を図ることとしております。現在の状況としましては、大野水源地から富岡配水池への送水管のうち、富岡新橋水管橋の更新計画を進めており、今年度中に設計が完了する予定でございます。

また、重要給水施設管路の耐震化につきましては、現在、富岡新橋に添架されている配水管を含め、阿南医療センターまでの間を耐震管とする工事を行っており、完了しますと、災害時における、富岡配水池から医療センターへの安定供給につながるものと考えております。なお、送水管などの基幹施設の耐震化には多大な費用と時間を要しますので、今後においても計画的、効率的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に西原水源地と手島水源地の非常用電源設備である自家発電設備の稼働時間についてでございますが、通常の配水量からいたしますと、両施設とも12時間程度可能となっております。

以上、お答えいたします。

喜多委員長 住友進一委員。

住友進一委員 丁寧な答弁、ありがとうございました。

耐震化率というのは、やっぱり非常に少ないということで、もう少し計画的に、順次、進めていただいていると思うんですけれども、もう少し、ああいう被災地をテレビ等で拝見すると、阿南市はまだまだだなど思いますので、できたら重点的に進めていただきたいなど、大震災対策をですね。大きく言えば地震、津波対策になるんですけれども。特にライフラインについては重点的に進めていただきたいと思います。

あと、重要施設と今、言われましたけれども、避難場所については多分、二次避難場所というのは小学校とか中学校、公共施設、公民館とか、そういうところになっているんだろうと思いますので、そういうところへの、やっぱり耐震化についても早急に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

あと、那賀川町の手島と西原の水源についても12時間程度ということなんですが、停電したら、先ほども少し言いましたが、消防の消火栓も水道配管から取っているのが大半ですので、もし送水がおかしくなれば消火活動にも影響するということになりますので、12時間と言わず、もう少し燃料の供給の計画とか、その辺も含めて考えていただきたいと、これは要望になりますけれども、よろしく願いいたします。以上です。

喜多委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第13号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 御異議なしと認めます。よって、『第13号議案 令和5年度阿南市水道事業会計補正予算(第1号)について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第14号議案 令和5年度阿南市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について

喜多委員長 次に『第14号議案 令和5年度阿南市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。松原下水道課長。

【理事者説明 松原 下水道課長】

喜多委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第14号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 御異議なしと認めます。よって、『第14号議案 令和5年度阿南市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

喜多委員長 先ほど、住友進一委員からありました別表2が刷り上がってきました。ちょっと今、配付させていただきます。
住友進一委員、これでよろしいですか。

(住友進一委員「はい」と呼ぶ)

第15号議案 指定管理者の指定について

喜多委員長 それでは、次に『第15号議案 指定管理者の指定について』を議題といたします。理事者の説明を求めます。幸泉商工政策課長。

【理事者説明 幸泉 商工政策課長】

喜多委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第15号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 御異議なしと認めます。よって、『第15号議案 指定管理者の指定について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第19号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算（第7号）について（関係部分）

喜多委員長 次に『第19号議案 令和5年度阿南市一般会計補正予算（第7号）について』のうち、本委員会に関係する部分を議題といたします。第19号議案は全員協議会で御説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第19号議案を採決します。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 御異議なしと認めます。よって、『第19号議案 令和5年度阿南市一

般会計補正予算（第7号）について』のうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

令和5年9月定例会第17号議案 阿南市市民会館除却工事の請負契約の締結について

喜多委員長 続いて、『令和5年9月定例会第17号議案 阿南市市民会館除却工事の請負契約の締結について』を議題といたします。本第17号議案につきましては、去る9月定例会の閉会の後、本日まで委員会の開催が実現に至らず、審査未了となっております。留任されている委員もいらっしゃいますが、委員会構成も新しくなりましたので、これまでの審査で出された意見等も踏まえ、整理する意味も込めて、改めて理事者から御説明いただきたいと思います。廣瀬建設部参事。

【理事者説明 廣瀬 建設部参事】

喜多委員長 詳細に、御丁寧な説明をありがとうございました。ここで15分間、休憩いたします。26分からまた再開いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

休 憩 10：11～10：26

喜多委員長 皆さん、お集まりのようなので、休憩前に引き続き、会議を開きます。
先ほど、理事者の方から丁寧な御説明がございました。この案件が一応、継続審査と先の委員会となっております。新しい委員もおられますので、継続案件になったその経緯というか、どういうことで継続案件なのか、ちょっと事務局のほうで御説明いただけますか。どうぞ、宮本さん。

宮本課長補佐 失礼いたします。本議案が令和5年9月定例会におきまして継続審査となった経緯についてでございますが、令和5年9月15日に開催された産業建設委員会におきまして、本市が今回、採用した総合評価落札方式簡易型の入札につきましては、国、県と同様である、という意見。また、総合評価落札方式に係る評価基準ほかにつきましては、理事者から詳細な資料提示及び説明をいただいた上、慎重に審査すべき、との意見がございまして、閉会中の継続審査と可決されたものでございます。以上でございます。

喜多委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。橋本委員。

橋本 委員 先ほどは御丁寧な御説明をいただいたと思います。私は新しく産建委員

になりましたので、よろしくお願いいたします。

今日の説明はどれだけ変わったかということもよく読み取れませんので、これ、私が読み取るのに2、3日、私はかかると思うんですよ。だから、重複した質問になったらお許しください。

私は前回の9月から12月にかけて、2点ほどちょっと疑問に思ったものがありますので、そこを質問させていただきたいと思います。

先般、9月定例会の産建委員会におきまして、一般競争入札の阿南市市民会館除却工事の評価点、判断基準や審査結果等について資料の提出はできない、との答弁がありました。そしてまた、12月の本議会におきましてもそのような説明でありました。解体工事が14カ月にもわたる大工事であると同っております。簡易な施工計画の評価をするに当たりまして、安全性の確保や周辺対策に対しての配慮について審査をしていると思います。本工事に求められる安全性の確保や周辺環境に対して、仕様書の記述を、業者提案について説明を求めることは可能でしょうか。そしてまた、市民の方々によってはどれだけの金額で解体できるのか、また、工事期間中の安全性等についても知る権利があると思いましたので、質問させていただきたいと思います。

続けてもう1点。2点続けていいですか。

喜多委員長 どうぞ。

橋本 委員 現在の敷地は排水対策が脆弱であります。少しの雨でも道路が水没することがあり、その対策工事も必要になるのではないかと考えております。と言いますのも、ひまわり会館の裏側の居宅、住宅が4軒ほどありますけれども、大雨ごとに必ず床上浸水になるという御意見をいただきました。そして、私も見に行かせてもらったんですが、4軒でしたけれども、たかが4軒、されど4軒です。社会福祉協議会の職員が、大雨ごとにホースを持って走っています。そのような状況も、皆さん、よく御存じだろうと思います。そして、すぐに下水道の関係者に、担当課にも言ったのですけれども、今回のこの阿南市市民会館の除却工事には関係ないようなことを言われたんですけれども、私はそうは思いませんでした。それで、その対策工事も必要になると思います。加えて地下構造物についても、図書館の建設位置とか規模によって撤去も必要になることが考えられます。

解体工事において、以上の工事を行う費用と図書館建設時に行う費用との比較は行っておりますでしょうか。その額についても分かる範囲でお教えいただきたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

喜多委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬です。よろしくお願いいたします。橋本委員の御質問にお答え申し上げます。

まず1点目の、入札参加者の簡易な施工計画については開示、提示ですね。配点結果を提示できるのかと、公表できるのかという件でございますが、これにつきましては、各入札参加者の簡易な施工計画を記載した採点結果につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針、基本的な方針に示されている民間の技術提案自

体が提案者の知的財産であることを鑑みまして、提案内容に関する事項が他社に知られることがないようにすることとされていることから公表しておりません。

また、2点目の、ひまわり会館周辺での排水対策についてでございますが、今後の市民会館跡地の計画については、現在のところは詳細な計画が決まっておりますので、近隣の排水対策につきましても、跡地利用計画の協議を行う中で検討していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

喜多委員長 橋本委員。

橋本 委員 1点目の質問に対しましては公表ができない。企業の、企業秘密があるんですよね。そういうことも含めてですけれども、そういう安全性の仕様書というのを何らかの方法で、分かるような形をしていただかないと、市民の方にとってちょっと不安が残るのではないかなと。安全性について疑問に思います。

そして、あとの、2点目の質問ですけれども、下に杭がある、その上だけを取るということ。そして、地下壁があるということと、この跡地利用で考えていくということの説明があったと思うんですね。だけれども、そういうことも含めて、全体的にまちづくりの計画が十分にできていない状況ではないかと判断になると思うんですけれども、こういうことも踏まえて、やっぱり不透明性は拭えないなという感じを持ちましたけれども。

また今後、これからもそのようなこと、皆さんの意見も聞きながら考えていきたいと思います。私のほうからの質問は終わりです。

喜多委員長 そのほかに質疑、ございませんか。下川委員。

下川 委員 下川です。よろしくお願いいたします。

まず、委員のほうへの質問です。なぜ閉会中、9月議会が閉会してから3カ月ほど、継続審査が行われなかったのか。そして、私も参加させていただくのが初めてですので、前回の産業建設委員会からの、何か引継ぎの情報などがあれば、委員長、教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

喜多委員長 私のほうには、今のところ、前委員長からの引継ぎはございません。あとは、なぜ行われなかったかは、どなたか。では、小休いたします。

小 休 11：34～11：34

喜多委員長 再開いたします。
下川委員、そういう話でよろしいでしょうか。

下川 委員 説明いただければ。すみません。

喜多委員長 一応、理事者のほうの質問ということで、こちらの、議会側の質問になるので、ちょっとそれは取り下げさせていただきます。ほかに質疑ござい

ませんか。住友利広委員。

住友利広委員 私も産建、今回、初めてなりました。理事者側の説明をお聞きしますと、通常この総合評価落札方式、こういうことはずっと今まで行ってきたと思います。そして今日、説明を受けました。これだけの資料を渡されて、安全性から含めて、全てで評価しますよ。これで結果が出ましたよ。私は評価された理事者の方に対してよく頑張ってくれているなど、これからもこういう総合評価落札方式でやれる工事はやっていってほしいなど。これは国も県もやっておりますので。ただし、私はそう思います。

それから、委員の中でいろいろと御心配なさることはあろうかと思えますよ。周辺にしたって、先ほども橋本委員から言われたように、水対策はどうか。しかし、今回は解体です。理事者側の、地下の杭を残してとりあえずは解体で見積書が出ております。私たち委員は、この資料を基にこれでいいのか、悪いのかと。評価方式が正しいのか、正しくないのか。改めるのか、そのまま継続していくのか。評価の方法、安全性も含めて、こういうことを審議しなければならないのではないですか。私はそのように思いますし、また、今までの、この今日の説明で、そら、いろんな、これからどうするのか、御心配なさるのは、それは結構ですけど。今、私たちに与えられているのは、9月議会で継続になったから再審査をしているんですよ。ですから、この事実に基づいた形でするのか、やめるのか。そういうことを審議しているのであって、これから先、都市計画がどうのこうの、そんなのは問題じゃないですよ。

私は前のいろんな方の御意見というんですか、9月議会でのやり取りというのを聞きもしました。評価が専門的知識のないとか、そういう評価であるから、そういう審議には、容認できないとか、いろいろ言われていた方がいますけれども、私は一生懸命、理事者が、関係者が頑張ってやっていただいて、これだけの資料の基で判断されたことに対しては賛成をする立場でございます。

喜多委員長 ほかに質疑ございませんか。渡部委員。

渡部副委員長 よろしくお願ひいたします。今回の総合評価落札方式について、簡易型については、阿南市においては3度目のものであったかと認識しております。1度目は令和3年7月21日付で、経過がホームページに載っているんですけども、羽ノ浦屋内運動場建設工事のうちの建築工事について。こちらのほうも同じように総合評価落札方式を使っておりますが、三つの業者が参加されていますけれども、二つの業者においては失格となっていて、1社のみが落札されています。またその次、令和4年の2月7日に発表されていますけれども、こちらは富岡配水池整備工事、こちらにも二つの事業者が応じていますけれども、1社は落札、1社は失格となっています。

今回、問題になっているのは、三つの業者に応じていただきまして、そのうちの1社は失格となりましたが、合格というか、失格は1社のみで、あとの2社においてどちらが落札するかといったところが問題になっていたかと思います。9月の産業建設委員会の議事録もホームページに載っていますし、そちらのほうでも経過は私も確認させていただきました。

この総合評価落札方式の基準について不明な点が残る。そのところを、ちゃんと私たち議員も、市民の皆様からいろいろと声を聞きますし、説明

をしてほしいと頼まれますので、そのことについてきちっと知った上で、よく理解した上でこの件について判断することが必要だと思っておりしました。

そこで改めてお伺いさせていただきます。前回から今回にかけて、本当に多くの説明をしていただいていたと思うんですけども、前回、つまり9月定例会と今回とで、橋本委員からもあったんですけども、どのあたりがより詳しい情報説明だったのか。より詳しい情報提供が、どんなことが新しい、今回における情報提示だったのか、ちょっとお示しいただきたいということが一つ。

あとは、先ほど資料2の65ページで、評価されない提案についてというのが、九つのうち一つでもとおっしゃっていたような気がするんですけども、今、ここ、丸の数を数えると10項目あるのかなと思うんですが、この中の一つでも満たして、評価されない提案が一つでもあった場合というのは、20点満点中、5段階評価のうち、失格になったら1点減点とかではなくて、もう急に5点減点されてしまうということだったかと思うんですけども、どの項目が当てはまったのか、この委員会でお示ししていただければお示ししていただきたいです。

また、この総合評価落札方式というのは、参加される業者の方にもメリットがあったと思うんです。大企業ではなくて、中小企業においても、自分たちの努力、知的財産を、どこで努力するかといったところにかけて入札に応じてくださったと思うんですね。その方たちが残念ながら落札できなかった。今回は取ることができなかった場合でも、次、またチャレンジするときに成長できるチャンスではないかと思うんですね。ということで失格ではないんですけども、落札できなかった業者の方に今回の件、特にこの施工上配慮すべき事項の適切性について、この点がクリアできていなかったんです、次はここのところ、次はというのがおかしいかもしれませんけれどもここができていなかったんです、ということをお伝えすることは可能であったのかどうか。また、可能であった場合、実際、そういったことをお伝えしているのかどうかということも教えてください。

また、今回の金額の差というのが182万5,000円程度あるかと思うんですけども、今回、この技術的なところはそのままとした場合、金額があとどれだけ上がっていったとしても、今回の落札者の方が落札することができたのか。マックスどれだけの金額、上乘せしても落札ができたのか。今回、市民感情としては、値段が高いのにどうして落札しちゃったのというところがあるので。

以上、よろしくお願いいたします。

喜多委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬です。よろしくお願いいたします。

まず、渡部副委員長の御質問の1点目でございますが、提示できる新たな情報ということでございますが、9月の産業建設委員会におきましては説明不足ということにより継続審議となっておりまして、庁内で協議を重ねた結果、当事者としての地位が不当に損なわれることがなく、公平性かつ適切性が確保される範囲及び公務への遂行への支障がない範囲の情報であれば公表すべきという結論に至りまして、今回、評価者につきましては、今回は5名と、全員が建設工事に精通した者。また、採点はいつどこ

でということに関することでございますが、令和5年7月10日に庁内の1室で行っております。またそのほか、採点の評価基準についてもそうなんですけれども、資料不足として、説明も不足していた部分については各資料を追加した上で御説明をさせていただきました。

続きまして2点目の、5点差についての根拠ですかね。これについての御質問でございますが、まず9項目の中では、提案内容が、提案上の着目点に留意していない提案に該当する提案がございましたので評価していないとしております。

3点目の、落札できなかった業者の方への説明でございますが、今回については説明をすることは可能ではございますが、問合せがなかったため御説明は行っておりません。

4点目の差額がいくらなら逆転できたかということだったと思うんですけれども、評価された得点を入札価格で除算して評価値を出すことから、金額の差額については入札ごとによって変わってまいります。また、今回の場合につきましましては、1位の入札価格があと約55万円高ければ順位は変わっております。

以上、お答えとさせていただきます。

喜多委員長 渡部委員。

渡部副委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、その5人の方がこちらの採点に携わったということなんですけれども、5人の方が一堂に会して、こちらの施工上配慮すべき事項について、例えばAの業者は20点で、Bの業者は15点というようにしたのか。それとも、どのように。具体的な、何か、5人の方がどのようにしてこの20点と15点というように集約されたのかといったあたりについても教えてください。

喜多委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬でございます。

先ほどの渡部副委員長の御質問であります、集計に関する御質問だと思いますけれども、集計に関する御質問に関しては公表しておりませんので、御理解いただきたいと思います。

喜多委員長 渡部委員。

渡部副委員長 既に、この総合評価落札方式は実施されていて、二つにおいてはスムーズに、着工されていたものと思います。ただし、今回の件で、やはり一般市民にとっては分かりづらいところが、今もまだ残っているように私は思います。そこで先ほどもありました、なかなかできないとおっしゃっていますけれども、今後においては、やはり仕様書にきちっと記載をしていくであるとか、透明性を確保するというような工夫をしていただきたいと思います。以上です。

喜多委員長 山崎委員。

山崎 委員 この件について、私も継続審査、委員外発言をさせていただいて、その間にいろいろ勉強させていただきました。特に技術的な、この発注に関する総合評価については、さっきも評価していないというのが出ていましたし、この評価というのは我々に全然教えてくれない。そういう制度ですから、制度といえば制度ですけど、ちょっと疑問点を感じます。

それと、1点いえば、工事实績で、あの建物は劇場に指定されるのではないのか。そこらの判断はどこに置いたのか。実績において、こういう特殊な建物、県内でも非常に珍しいですよ、解体工事では鳴門か、こういう市民会館的な建物については。こういうところが一般の建物として実績に上がった、工事实績に上がって解体の入札の条件に上がっているものなのか。ちょっとその点が、我々から考えても、小学校、あるいは中学校、一般的な市の中の建物でいうと、大きなものでは体育館。そういう工事实績がこの評価点の中に含まれて評価されてきているのか。こういう、市民会館みたいな特殊な、というのは県下中でもそんなにないですよ。この15年間でもね。徳島市は最近、壊していたのですけどね。そういったところの基準と工事实績が同じ基準になっているのか。まず教えていただきたいと思います。

喜多委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。山崎委員の御質問にお答えいたします。

同等の実績については、類似の物件の除却の実績がある、県内の行政機関、徳島県、徳島市にヒアリングを踏まえた上で、その内容を参考に、同等の実績の範囲を決定しております。このことから、実績の規模の設定としましては、市民会館より小さなものとなっておりますが、今回の工事範囲の内容につきましては問題がないかと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

喜多委員長 山崎委員。

山崎 委員 問題はないというのは行政側の判断であって、一般的に考えると、こんな類似の工事という、やっぱりそういう形態の工事を壊したところが評価されるのではないかと、私は思います。

それと今回、この後質問しますが、建物がほとんど、外壁はアスベストと聞いております。その対策というのは、中学校や体育館とで、基準が違うのではないですか。アスベストにしたって、今回の市民会館はよほどの量だと。2億いくらかで落札されていますが、見えるところは見積もったというような説明を受けましたけど、開けてみないといけないところは、現場で開けてみて、初めてアスベストという、工事の対象になってくるところが、完璧にはできていないですよ。だから追加工事でいくらか分からないですよ。開けてみないと分からない。私は、そういう点からも含めても、もっと完璧な調査を。特にあれ、言われていましたけど、あの周辺の民家に対策する安全対策について、先ほど技術点の評価のときに公表できませんと言われました。アスベストの工事って、もう密閉して飛ばないようにする工事がほとんどでしょう。民間に行かないように、粉として飛んで行かないようにする工事ですよ。その周辺の住民の方にもしっかり

と説明ができるようにしないといけないのに、議会で説明できないものが、住民には個別に当たってこういう危険性がありますよと言われるのであれば、私はおかしいと思う。議会にきちっとそういう話も、安全対策という、わざわざ項目を設けているんでしょう。それに対する説明は、市としても、やっぱりこういう安全対策をしますと言ってくれないと、我々議員としても安心できませんよ。それは、私は意見というので、回答は求めません。

それともう一つ、私もこの間、調べていて、あの地域、先ほど言っていたように、水の対策、ひまわり会館の裏をはじめ4軒の家。それと、この間、私、実は今日も提案しますが、後で現場を見に行ってもらいたい、委員に。地下室と。私、この間、年末に、どうも不思議、気にかかって見させていただきました。御用納めの日に急遽、見させていただいた。地下室の下にタンクがある。それがもう満杯ですよ。それだけ水がしょっちゅう来ている。ということは、それだけ土壌が、条件が悪い土地だと思うんです。これはやっぱりもう一度、全議員ももう1回見直して、私、初めて地下室へ入りました。何回か、市民会館へ行って、地下室も、入り口までは行ったことはあるんですが、今まで地下室は入っていなかった。現地を見て質問ですが、今、一番底のタンクに何トンの水があるんでしょうか。まず、それを聞いてから。

今、計算してくれているので。私、1回、現地を見ていただきたいと思います。そのタンクの上にまだボイラー室というかモーターの部屋が、地下室にありますよ。そのところに、大雨のときは1メートルぐらい水がたまる。やっぱり現地を見て、私、同じ壊すのであれば、先ほど、意見がありましたけど、しっかりと水質、周辺の地下水の流れから調査して、きちんと対策を立てて壊すところからいかないと、後からまたやりますよ。ちょっとそれは、周辺の人の意見も聞いて、それだけ被害があるから。壊したところの応急処置ではなくて、私は土壌の改良まで要と思いますよ。まして、あれは壁を置いて矢板の代わりにさせるつもりなんでしょう。それは、J Rとの関係もありますよ。これ、もう1回、用水の配置や、流れをよく調べた上で排水対策もする。そうしないとあの一带、用水が足りないですよ。ちょっとあの周辺、歩いてみました。低いですよ。水が流れていく環境じゃないです。本来なら用水を作ってポンプで富岡東高校のところへ流すという方法を取らないと、大雨のときにはだめだと。そのスペースって、そのためにもそういう排水路も作らないといけないだろうから。今、しっかり、壊すときに、一番悪い条件で調査をして、悪い条件のときに調べなかったら、仮の応急処置をして、水の流れが変わりますよ。土ですよ。いくらでも水は走りますよ。建物があるときに調査をして、今日はその後で、また現地を見てから言わせていただきたいと思います。先に休憩を取っていただきたいと思います。

喜多委員長 いや、休憩でなしに諮ります。その前に、廣瀬さん、いけますか。どうぞ。

廣瀬 参事 先ほどの、山崎委員の御質問にお答えします。
何トンの水がたまるかということですが、約440トンでございます。
以上、お答えいたします。

喜多委員長 山崎委員。

山崎 委員 それだけの水が常にあるんですよ。私もびっくりしました。通常だったらあのポンプは本来、暖房施設のためのポンプだと思っていましたから。その下の、水をためる部分が満杯で、大雨のときに部屋が浸かるって。それはちょっと、それだけの条件があるのに、やっぱり水が地下からきているんですから、きちんと調査しないとだめだと。それから壊してその対策をしっかりと立てないと。結果的に壊して後から調査する、地盤対策をする、後の建設工事がもっと遅れますよ。きちんと、そういう効果を調べた上で工事を進めていくべきだと。結局、急がば回れ。先に壊したけれども後から調べるので、応急の処置、土を入れて、また水の調査をしたって、やっぱり地盤がしまった状態で判断してくれないと。1年や2年置いてから水質調査をするのでは。図書館の建設と言われているけど、その工事自体が遅れてしまいますよ。今、先に水質調査をして、壊すときからそういう、総合的に考えていくべきだと思っていますので、委員長にお願いしますが、市民会館に行って、全員が認識を共通にしていきたいと思います。

喜多委員長 ただ今、山崎委員から、市民会館へ現地確認してみてもどうかという提案がございました。これ、皆さんにお諮りしたいんですけれども、どこかで、暫時休憩のときに市民会館へ移動していただき、今、ちょうどお昼なので、お昼、後になると思いますけど、現地を確認するということについて、委員会としてちょっと諮りたいと思います。御異議ございませんか。

喜多委員長 住友進一委員。

住友進一委員 山崎委員の関連なんですけれども、この市民会館を除却するにあたって、以前、コンサルを入れて、何か、かなりの金額を入れて調査をしたと思うんですけど。その結果もちょっと報告してもらいたいのと、今回、なぜ地下だけ残してそういう、除却をするのかって、その背景も含めて、昼からでも結構なので説明をしていただきたいと思います。

喜多委員長 そうしたら、ちょっと中途半端にはなりましたがけれども、ちょうどお昼になりましたので、これでお昼の休憩をいたしまして、続きは13時から始めたいと思います。お疲れ様でした。

(口々に呼ぶ者あり)

小 休 12:05～12:06

喜多委員長 再開いたします。

住友利広委員 先ほど来の御意見をお聞きしておりますけれども、今、この委員会が問題としなければいけないのは、先ほども言いましたけれども、9月議会で継続ということになっている審議をしないといけない。これは分かりますね。その次に、解体するためにいろんな地下水の問題、土壌整備の問題、それも含めてできていないから、これを継続にしようという意見だったんですか。お聞きします。

喜多委員長 山崎委員。

山崎 委員 継続というのは、そのときに可決するか、否決するか、判断ができないから継続したので、その理由は一つだけじゃないですよ。あるいは、その議論が入らなかったんでしょう、あのとき、説明がないから。その後にこういう話が出てくる予定だったんですよ。

喜多委員長 住友利広委員。

住友利広委員 先ほども言いましたけど、私、初めて産建委員会に来たんです。だから、そういうことで、皆さんとお話をしているわけなんです。今日、説明を受けて、これだけ説明していただいて、理事者側から。それで賛成すべきと思っているんですよ。それに、地質から何もかもいわれたら、こんなもの、何の工事にしたって、産建で、我々の委員会で、じゃあ、これから出てこうとする事業に対して全て、こういう問題までも把握しなければ同意ができないということになるんですか。私は、理事者さん、私より皆、知識が上だと思っているんです。それぞれ専門職でしょう。いくら私が知らないといっても、私はコンクリを練って、コテで少しなでるぐらいですよ。そんな専門的知識はないんです。ですから、職員さんが我々より知識が豊富じゃないですか。そこで、そういう説明を受けて、安全性も含めて、阿南市も総合評価方式を取っておりますと。ほかの県も、市町村もやっておりますと。何も疑いもしなかった。それで、今回、継続審議というので、ほかのところまで話がいつているでしょう、大きく。それはちょっと飛躍しすぎだと思います。終わり。

喜多委員長 そうしたら、今、異議ありという意見もございました。これより挙手により、その現地確認について決したいと思います。

ただ今、山崎委員から、市民会館へ現地確認をしてみてもどうかとの提案がございました。時間をどうするかは後で話しますけれども、休憩をして市民会館へ行くことに対して、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

喜多委員長 では、挙手多数でございますので、また現地確認をしたいと思います。とりあえず、暫時休憩いたします。

休 憩 12 : 10 ~ 13 : 00

喜多委員長 それでは、再開いたします。

廣瀬建設部参事より、先ほどの発言に訂正の申し出がございましたので、これを受けることといたします。廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬です。よろしくお願いいたします。

訂正させていただきます。山崎委員の質問で、先ほど、水の容量について440トンと申し上げましたが、100トンの誤りでございます。お詫びして訂正させていただきます。

喜多委員長 それでは、住友進一委員、先ほど質問があったんですが、時間を置いたので、再度、もう一度、理事者側に質問をしていただいてもよろしいですか。

住友進一委員 午前中に質問させていただいたのは、以前にこの解体工事について、予算をつけて検討したのではないかと。うろ覚えなのでよく分からないんですけども、そういう記憶があるので、したのであればその結果を言っていただきたいと思うのと、もう一つは、それに基づいてこの除却の計画を立てていると思うんですが、何で地下だけ残したのかなという部分も含めて、説明をしていただければと思います。

喜多委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬です。よろしくお願いいたします。

住友委員の、除却工事についての、地下水と周辺地盤に対する考え方につきましては、今後、跡地事業が計画されることを考えると、先に地下構造物を解体することは、次期計画内容によっては解体する必要のないものまで解体してしまう可能性があり、合理的な手法ではないと考えられ、設計前に有識者である一般社団法人徳島県建築士事務所協会に御意見や技術的助言を求め、専門的知見を有する会員様からいただいた内容を踏まえて解体範囲を決定いたしました。そうした経緯を踏まえ、地下構造物について、杭、地下室、ピットなど、周辺地盤及び当該地盤に影響を与える可能性の高いもの及びドンチとすることが合理的となる可能性のあるものの取り扱いは、今後の跡地の利用事業で計画することとし、解体工事ではそれ以外の地下構造物を撤去することとし、地下水の影響のない範囲で工事を進めることといたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

喜多委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部、廣瀬です。先ほど、予算についてでございますが、予算につけてしたものではございません。

以上、お答えいたします。

喜多委員長 ほかに質疑ございませんか。下川委員。

下川 委員 理事者に質問なんですけれども、今回、総合評価落札方式は、私は賛成なんですけれども、前回、9月議会で継続審査になったところが、評価点の判断基準が分かる資料と、審査を行う機関の構成、人員ですかね、がはっきりしていないというところが問題だったと思うんですけれども、今回の、この委員会において、そこがどれほどクリアされているのか。また、総合評価落札方式というのは安全、安心を充填されていると思うんですけれども、これは、周辺住民の方もそうですけれども、工事される作業員の安心、安全にもつながるかと思うんです。やはり、競争入札になると価格は下がる傾向にありますので、そういう安心、安全の面が疎かになることがあるかと思うので、そこは総合評価落札方式で賛成なんですけれども、今回の争点がどのように、今回変わっているのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

喜多委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬です。よろしくお願いいたします。下川委員の御質問にお答え申し上げます。

今回、新たに、前回の継続審査からお答えが変わったところですが、先ほども渡部副委員長の御質問であったと思うんですけども、9月の産業建設委員会においては説明不足ということにより継続審査となってから、庁内で協議を重ねた結果、当事者としての地位が不当に損なわれることなく、公平性かつ適切性が確保される範囲及び公務遂行への支障がない範囲の情報であれば公表すべきという結論に至りまして、協議を行った結果、まず、採点者につきましては、今回は5名で、全員が建設工事に精通した者が行っております。また、採点につきましては、いつ、どこで、に関する質問で、今年の7月10日、庁内の1室で行っております。また、採点の評価基準につきましても、説明が不足していた分につきましては、各資料を追加した上で説明させていただきました。

以上、お答えとさせていただきます。

喜多委員長 下川委員。

下川 委員 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

ただ今、説明いただきまして、この総合評価落札方式が公平、公正性を保つにあたって開示できない情報もあるというところで理解いたしました。ありがとうございます。

喜多委員長 それでは、暫時、休憩いたします。

もう事務局、用意できていますか、下。では、移動していただいて、市民会館を見ていただいて、またこちらへ戻ってきていただいて再開したいと思います。では、お願いします。移動してください。ヘルメットを用意しているそうです。

休 憩 13:07～13:59

喜多委員長 若干早いですが、それでは、再開いたします。

それでは、先ほどの質疑に、また入りたいと思います。一言、阿南市のほうはこの質疑が一応、討論も兼ねておりますので、できましたら、賛成、反対という意思表示をした上で、いろいろ質疑をしていただきたいと思います。

それでは、何か質疑ございますか。住友利広委員。

住友利広委員 先ほど、現場を見せていただきました。説明も受けたわけでございます。この図面を見ますと、この表の1枚目にはアスベストの除却工事が入っておりますし、また、騒音振動調査ほか、全て、大体入っていると思います。また、現場を見ますと、大体、あのGLから、人が歩いているアスファルトのところから、ポンプがあるところが4.55、下ですね。それから根基礎が入るものですから、深いところで、あそこで5メートルぐらいですね、先ほど言われました改良工事をするとなったら。そうした

ら、あそこ、海拔が、ちょっと聞いてみたところ、2メートルあたりあるらしいです。海拔2メートルあって、5メートルも掘ったら水が出ますよ。だから、水の対策、どこまでするというのは別としても、そういうお話もございましたけれども、あそこ、5メートル掘ったら水はたまりますよ。そんなことをしていたら、あのあたり、みんな、あれから東にいくほど、海拔が1.5メートル、1メートル。ですから、私は先ほどもいいましたように、G Lから上の部分の解体については前のままで進めていってほしいということを申し上げておきます。

それから5メートル埋めるというんですが、通常は50センチで、10トンぐらいで圧をかけるんですが、50センチだったら10回できるんですね。住宅地にする場合にしたら、そんな50センチを10回もするような基礎の工事は、普通、考えられません。5階、10階建てだったら別として。ですから、あれは9月、この提出された、解体工事についてはもう賛成の立場で申し述べたいと思っております。

喜多委員長 橋本委員。

橋本 委員 私は反対の立場から発言をさせていただきます。

今日、現場も見させていただきました。そして、私も先ほど質問した中で、現在の敷地は排水対策が脆弱である。そして、周囲の関係も全部、総合的にまとめていかなければいけない。解体するだけ、撤去するだけという、基礎部分は残すようなことになる、また、後々財政的にもいろんな影響が出てくると考えられます。よって、図書館についても、大枠さえ決まっています。まちづくり対策についても、複合施設も何がくるかも分かっています。そういうことも、全体的に考えて、そうして、決めていくということが、図書館建設に向けては早道ではないかと考えております。ということで、もう一度、立ち止まって、検討を加えるべきだと考えております。以上です。

喜多委員長 ほかに。山崎委員。

山崎 委員 これって質疑ですか。

喜多委員長 質疑です。一応、討論も兼ねていますので。

山崎 委員 私も、あの解体をして、その後のことも想定しないと。私、今の行政のほうで、今回、よく分かったんですが、今の場合、壊す課、水の対策を考える課。全部、課が違うんですよ。さっき、まちづくり対策や、図書館の件も出てきました。これ、一つになって、ちょっと前向きな、各課がちゃんと調整していかないと、行政の悪いところが出ているように思います。やっぱり市役所の中で、各課が協力し合って一つのものを作り上げていくということをしないと、今、我々見ていたら、どうもばらばらに動いているように思います。それを、今度、新市長のもとで調整していただいてするほうがいいと思います。そういった意味で、今回も、先ほど申し上げましたけど、もう1回、調査し直して、きちんとして、将来の分も含めて提案をしていただきたいと思います。

一つ、入札制度についてはいろいろあります。簡易制度もあれば、本体

となる、正規のものもあります。それはそのときに選択していかないとし
ようがないし、説明を聞いて、今回、よく分かったのは、私自身はやっぱ
り納得できません。でも物事を進めないといけないし、と思っています。
入札制度が、この総合評価落札方式が悪いとはいいませんよ。だけど、や
っぱり改善すべき点があるんだったら改善していくべきだろうと、私は思
います。そういった意味で、入札制度とこの解体と、いろんな要素がある
んですが、私は総合的に考えて、各課がもっと協力し合って、時間短縮で
もっといっていただけるように進めてもらいたいと思います。私どものほ
うは、この工事に対する賛否は否決でございます。

喜多委員長　ほかに、住友進一委員。

住友進一委員　まだ、ちょっと悩んでいるところもありますけれども。一つ、否決とい
う話も出ていますので、もし否決した場合に、今、仮契約をしている業者
からの損害賠償等の心配というのはないのでしょうか。

喜多委員長　小休します。

小　休　１４：０８～１４：０８

喜多委員長　再開します。廣瀬建設部参事。

廣瀬　参事　建設部参事の廣瀬です。よろしくお願いいたします。
今回、現在、仮契約中でございますが、その中に記載されております、
議会で可決されなく、本契約の締結ができないときは、この仮契約は無効
となっておりますので、無効とはなるんですけれども、ただ、業者からの
損害賠償については、するかしないかは確定できておりません。業者次第
となっております。以上、お答えとします。

喜多委員長　住友進一委員。

住友進一委員　そうしますと、損害賠償に値するかもしれないということ、そういう理
解でよろしいでしょうか。

喜多委員長　住友進一委員。

住友進一委員　ちょっと考えてもらって。仮契約をしますと、それなりに、その準備と
か、材料の準備とか、ある程度の費用は発生すると思うんですね。そ
の辺の費用というのは当然、かかっていると思うんですけれども、その
辺も含めて請求ができないという判断で。要するに、議会が否決してしま
えば仮契約は無効ということで、何も影響がないということでよろしいで
しょうか。

喜多委員長　藤原さん、お願いします。

藤原　部長　建設部の藤原です。よろしくお願いします。

住友進一委員の先ほどの質問ですが、訴えられるかどうかについては、通常、仮契約の中では、先ほど参事が申し上げたように無効となりますということですけど、それは相手次第であり分かりませんので、訴えられる恐れはありますが、それについて御答弁することは控えさせていただきたいと思います。以上です。

喜多委員長 住友進一委員。

住友進一委員 分かりました。今の話ですと可能性はあるということですよね。100%ないということではないと。その場合、訴えられるのは、対象は誰になるのでしょうか。

喜多委員長 藤原建設部長。

藤原 部長 先ほどの質問ですが、今までの事例を調べた中では、まず窓口は市ということで、議会ではなく、市が訴えられております。これが裁判とか、裁判にいくまでにどうなるかというのは不明なところがございます。以上です。

喜多委員長 他に質疑ございませんか。下川委員。

下川 委員 理事者にお聞きしたいんですけれども、先ほど、現場を見に行かせていただきまして、詳しい説明をしていただきました。そして、ポンプがあるところなんですけれども、こちらに関してはJR側に近いというところで、地盤改良を行うに当たってものすごいコストがかかると。そこに対して、建物が建つのであれば地盤改良が必要であって、もし、そこに建物が来ないのであればそのまま埋め立てて、駐車場ないし、それなりの地盤でいいかと思うんですけれども。それに対して、その判断をした有識者の方々の、アドバイスがあったと先ほど、お聞きしたいんですけれども、聞かれて、この方法にしたと聞いたんですけれども、その内容を教えていただくことはできるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

喜多委員長 小休いたします。

小 休 14:14～14:16

喜多委員長 再開します。
廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬です。よろしくお願いいたします。先ほどの下川委員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申しましたが、有識者の意見としましては、地下構造物について、杭、地下室、ピット及び奈落等、周辺地盤及び当該地域に影響を与える可能性の高いものの取り扱いは、跡地利用で事業計画することとし、解体工事ではそれ以外の地下構造物を撤去してしまうというものを提案されております。それがお答えとさせていただきます。

喜多委員長 下川委員。

下川 委員 御説明ありがとうございます。
すみません。ちょっと僕の説明が不足だったんですが、それによって、コストがどのように変わってくるのか。なぜ、地盤改良しないように決めたのかの理由をお聞きしたいと思います。

喜多委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬です。下川委員の御質問にお答え申し上げます。
今回の除却工事に関しましては、地盤改良する工事範囲ではないことから、採用はしておりません。
以上、お答えいたします。

喜多委員長 下川委員。

下川 委員 もし、その有識者の方々の意見書だとか、何か紙上のものがあるのであれば、それを見せていただくことは可能なのでしょうか。

喜多委員長 廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬です。
有識者の方の助言をいただいた議事録は残っておりますので、お見せすることは可能でございます。
以上、お答えいたします。

喜多委員長 下川委員。

下川 委員 ありがとうございます。
では、一度、見せていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

喜多委員長 小休します。

小 休 14:19～14:20

喜多委員長 再開します。
廣瀬建設部参事。

廣瀬 参事 建設部参事の廣瀬です。
先ほどの議事録の件なんですけれども、現状はパソコンの中にありまして、打ち出す時間も必要でございますので、少し時間をいただければ、お見せすることは可能かと考えております。
以上、お答えいたします。

喜多委員長 小休します。

小 休 14:20～14:20

喜多委員長 再開します。
それでは、15分間、休憩いたします。次の再開が35分からいきます。廣瀬さん、お願いします。

休憩 14:20～14:35

喜多委員長 それでは再開いたします。
ほかに質疑ございませんでしょうか。住友進一委員。

住友進一委員 いろいろ説明を受けました。私も、市民の皆さんから付託を受けて、これ、いろいろ問題になっている部分、継続になっている部分ですので、また市民の皆さんに説明をしないといけないということで、いろいろ質問もさせていただきましたし、皆さんの質問についての回答も聞かせていただきました。

私といたしましては、この除却工事についての総合評価落札方式については、前からも特に問題ないと。今回、資料をたくさんいただいて説明もいただきましたけれども、特に問題はないのかなということでもあります。

あと、その中でいろいろ、何で上物だけにしたのかということも、今、議事録を配っていただきましたけれども、有識者の方から地下の部分は切り離したほうがいいですよと、次に建設する建物によっていろいろ扱いが変わってくるということ。それから線路側についてもそのまま使えるような状況で計画すれば費用も少なく済むのではないかと話も出させていただきました。そういう話の中で、総合的に考えると、この除却工事については特に問題ないかなと思っています。

あと、排水問題についても、特にそれは問題があると認識はいたしましたけれども、この除却工事と排水問題については、ちょっと切り離して考えるべきではないかと。その上にくるものによって、その排水対策についてもいろいろ工夫をしなければならない部分が出てこようかと思うので、そのときに地盤改良についてもしなければいけないところとか、なくてもいいところも出てくるかも分かりませんので、その分についてはまた別の議題として考えたらいいいということで、この除却に関する分については賛成でいきたいと思っています。

喜多委員長 恐れ入ります。今、こちらのほうの書類だけ、ちょっと回収させて下さい。文言に個人の御名前が出ている部分があったので、回収させていただきます。すみません、事務局お願いします。
それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、令和5年9月定例会第17号議案を挙手により採決いたします。

す。なお、あらかじめ申し上げます。挙手されない委員は反対と見なします。本件を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 少数)

喜多委員長 挙手少数であります。よって、『令和5年9月定例会 第17号議案 阿南市市民会館除却工事の請負契約の締結について』は否決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
挙 手 少 数 ・ 否 決

喜多委員長 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたします。

一 般 質 問

喜多委員長 続いて、これより本委員会の所感に係る一般質問をお受けしたいと思います。通告がございますので、順番に質問をお願いしたいと思います。橋本委員。

橋本 委員 1点、お願いいたします。以前、11月4日に鳴門大塚スポーツパークで開催されました2023の、安田生命のJ2リーグ戦のときに、徳島ヴォルティス対藤枝MYFCですか。阿南市のPRブースにおきまして、商品の一部に賞味期限切れの商品が含まれていたということが判明しました。この件に関しましては、ホームページでありますとか、お詫びのお知らせとか、いろんなところで、皆さん、阿南市の商工会の関係の人もある協議をして、対策を練っていると思うんですけども、その後の取り組み状況はどのようにされたのか教えていただきたいと思います。1点、お願いします。

喜多委員長 どうぞ。

幸泉 課長 商工政策課の幸泉でございます。橋本委員の御質問に対しまして御答弁いたします。

11月4日の鳴門大塚スポーツパークで開催されました、徳島ヴォルティス対藤枝MYFCの試合会場での阿南市PRブースにおきまして、阿南市観光協会が販売した商品の一部である竹炭バームクーヘン5個が賞味期限切れであったということが、商品をお買い上げいただいたお客様からの御指摘により、徳島ヴォルティス様を通じて判明いたしました。原因といたしましては、商品の賞味期限切れの見落としによるものでございました。その後の対応といたしましては、再発防止策として、商品を仕入れる際に賞味期限の確認を行うこと。マニュアルを作成し、イベントごとに販売商品のチェックリストにより賞味期限を記入し、確認すること。販売当日、商品を並べる前に賞味期限を再度、確認すること。チェックの際は担当者

1人ではなく、2人で確認することなどを含めた商品管理体制を徹底いたしております。また、購入していただいた商品を手渡す際にも賞味期限を伝えることなど、食品を扱う上での意識づけを心掛けることとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

喜多委員長 橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございます。よく分かりました。

1点、このことに関してちょっと要望をさせていただきたいと思います。いみじくも、市長から一般質問の最後の日、保育所の園児の問題で陳謝をされたときに、職員不足も一因していると思う。職員確保に向けて対応していくという発言がありました。このことに関しまして、やはりそうと思います、私も。人員の体制をしっかりと、これからしていただくように要望しておきます。よろしくお願いします。以上です。

喜多委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

喜多委員長 質問がないようですので、これで、本委員会の所管に係る一般質問を終結いたします。

以上で本委員会を閉じることいたします。閉会に当たり市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 本日は産業建設委員会を開催いただきまして誠にありがとうございました。今回、提案させていただきました案件につきましては原案のとおり御承認を賜り、深く御礼を申し上げます。また『令和5年9月定例会第17号議案 阿南市市民会館除却工事の請負契約の締結について』は、本日の産業建設委員会での御審議を踏まえ、今後、検討してまいりたいと存じております。審査の中で賜りました御意見、御提言につきましては、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は大変お世話になりました。

喜多委員長 それでは、これもちまして産業建設委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

閉 会 14 : 46
